

佐賀県計画相談支援マニュアル

平成28年9月

佐賀県健康福祉部障害福祉課

目次

	頁
はじめに	1
1 計画相談支援とは	2
2 計画相談支援給付費の支給期間	3
3 計画相談支援の流れ	7
4 相談支援専門員とは	14
5 指定特定相談支援事業所の人員配置基準	17
6 計画相談支援に係る報酬	18
7 事業所が変更となる場合の流れ	20
8 障害児・者の切替について (就労移行支援利用のケース)	21

法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 17 年法律第 123 号、最終改正：平成 28 年法律第 65 号)

令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
(平成 18 年 1 月 25 日政令第 10 号)

規：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成 18 年 2 月 26 日厚生労働省令第 19 号、最終改正：平成 27 年 9 月 30 日
厚生労働省令第 153 号)

条：アラビア数字 (5)

項：○囲み数字 (⑤)

号：和数字 (五)

はじめに

【計画相談支援の必要性】

計画相談支援の必要性について、「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成 26 年 2 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）では、次のとおりとされています。

- 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なマネジメントを行う体制が求められること
- 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

【計画相談支援に携わる者が目指す姿】

計画相談支援に携わる者が目指す姿について、厚生労働省作成の研修資料では、次のとおりとされています。

- 各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること
- そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと

この「佐賀県計画相談支援マニュアル」が、計画相談支援に携わる一人ひとりが計画相談支援の趣旨を理解し、利用者に質の高い計画相談支援を提供することの一助になれば幸いです。

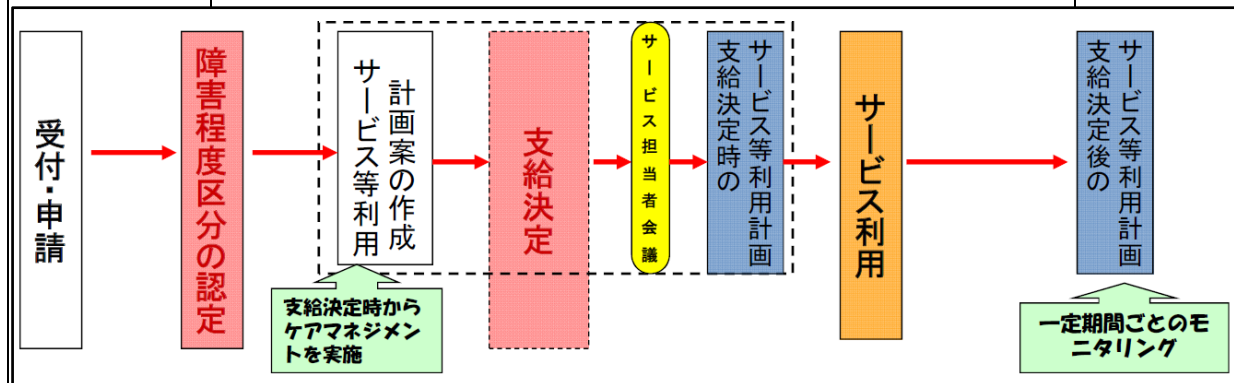
平成 28 年 9 月
佐賀県健康福祉本部
障害福祉課地域生活支援担当

項目	内容	備考
<p>1 計画相談支援とは</p> <p>(1) 相談支援とは</p>	<p>(1) 相談支援とは</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 ※相談、情報提供、連絡調整 地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域移行支援 <ul style="list-style-type: none"> ※施設入所者、精神科病院入院患者等の地域移行支援 地域定着支援 <ul style="list-style-type: none"> ※居宅の単身障害者等の緊急連絡体制の確保 計画相談支援 <ul style="list-style-type: none"> サービス利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ※サービス等利用計画の作成・関係者との連絡調整等 継続サービス利用支援 <ul style="list-style-type: none"> ※モニタリングの実施 </div> <p>※障害児相談支援は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき実施されますが、主な流れは計画相談支援と同様です。</p>	<p>法 5 ⑩～ ⑪</p>
<p>(2) 計画相談支援とは</p>	<p>(2) 計画相談支援とは</p> <p>サービス利用支援 + 継続サービス利用支援</p> <p>【実施主体】 指定特定相談支援事業所</p>	<p>法 5 ⑩</p>
<p>(3) サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）とは</p>	<p>(3) サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）とは</p> <p>【支援内容】</p> <p>①「サービス等利用計画（案）」の作成（利用者への説明、同意を得て交付）</p> <p>②サービス担当者会議等の連絡調整</p> <p>③「サービス等利用計画」を作成（利用者への説明、同意を得て交付）</p> <p>【対象者】 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域支援の申請に係る障害者</p>	<p>法 5 ⑫</p>
<p>(4) 継続サービス利用支援（モニタリング）とは</p>	<p>(4) 継続サービス利用支援（モニタリング）とは</p> <p>【支援内容】</p> <p>①サービスの利用状況の検証、サービス等利用計画の見直し</p> <p>②必要に応じて、サービス利用計画の変更、関係者との連絡調整</p> <p>③必要に応じて、新規又は変更申請の勧奨</p>	<p>法 5 ⑬</p>

【対象者】 指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支給決定障害者

※指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。

図：支給決定プロセス



2 計画相談支援給付費の支給期間

(1) 計画相談支援給付費の支給期間の開始月

① 新規計画作成の場合

サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月＝利用者から文書により同意を得た日の属する月）

※5月1日から障害福祉サービス又は地域相談支援を利用したい場合は、4月中にはサービス等利用計画を作成していなければならないため、支給期間の開始月は4月となる。（新規計画の場合のみ13か月とする。）

※請求は、4月分として5月に請求する。

【図】 5月1日から有効期間1年間のサービスを利用する場合

	4月	5月	～	4月	5月
計画	→				
サービス		→			

（例）支給決定の通知日4月10日、計画作成4月20日、サービスの有効期間5月1日～

② 更新の場合

更新前の支給期間の翌月

<p>(2) 計画相談支援給付費の支給期間の終期月</p>	<p>(2) 計画相談支援給付費の支給期間の終期月</p> <p>① 計画相談支援給付費の支給期間は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最短の有効期間の終期月までの範囲内で設定する。</p> <p>※ 障害福祉サービス等のうち、最短の有効期間の終期月に設定することを基本とする。</p> <p>例) 居宅介護(1年)と生活介護(3年)を利用する場合、計画相談支援給付費の支給期間は1年とする。</p> <p>※ 仮に最長の有効期間に合わせた場合であっても、最短の障害福祉サービスの更新申請時には、サービス等利用計画書の提出が必要となることに留意(障害者総合支援法規則第12条の2)。</p> <p>例) 居宅介護(1年)と生活介護(3年)を利用しており、計画相談支援の支給決定の有効期間を3年とした場合であっても、居宅介護(1年)の更新のための申請の際には、サービス等利用計画書を提出しなければならない。</p> <p>※ 厚生労働省の事務処理要領では、「最長」とされているが、最短の障害福祉サービスの更新時に市町や指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画の提出を認識しやすいように運用上「最短」とした。</p> <p>② 1人の者に対して複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が設定される場合は、極力、終期月を同一月になるように設定する。</p> <p>※ ただし、指定特定相談支援事業所の負担軽減のため、市町において全利用者の終期月を同一月に合わせることはしない(例: 終期月を一律に利用者負担上限額変更申請時期の6月に合わせるなどはしない)。</p> <p>なお、現在、統一している市町では、更新時期やモニタリング時期が過度に集中しないような措置を検討する。</p>	<p>法 23</p>
<p>(3) モニタリング期間に係る開始月と終期月</p>	<p>(3) モニタリング期間に係る開始月と終期月</p> <p>モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定することとする。</p> <p>① モニタリングの開始時期</p>	

継続サービス利用支援の開始月については、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

(支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援と併せて支給決定又は地域相談支援給付決定の更新等のためのサービス利用支援を実施（報酬はサービス利用支援の報酬のみ算定）。)

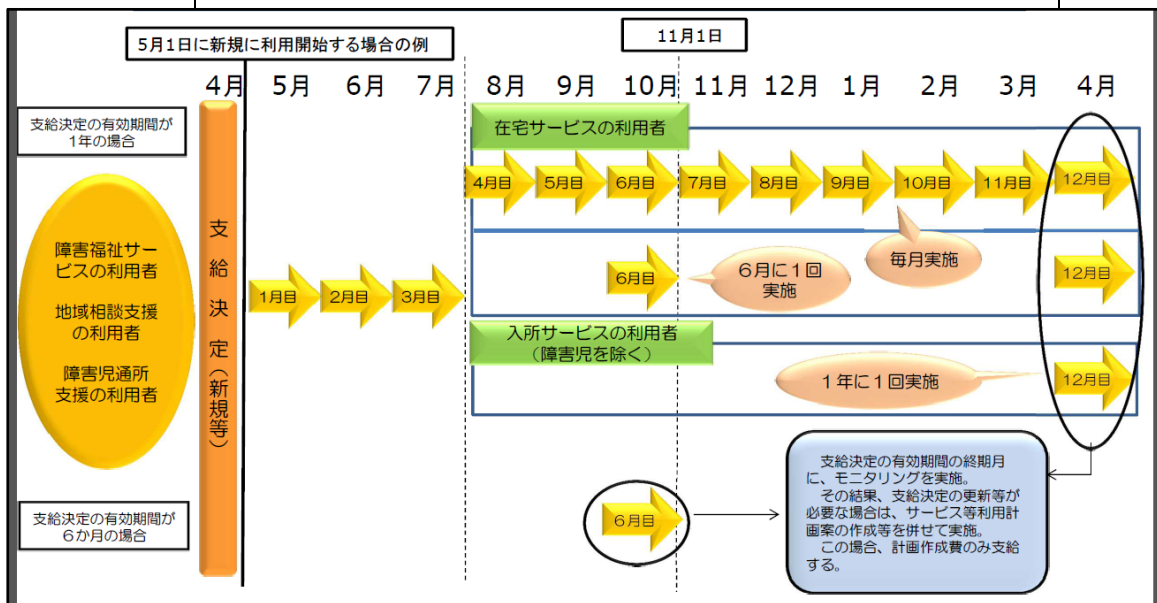
なお、1人の者に対して複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち**最短**の有効期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援の開始月を設定する。

② モニタリングの終期月

原則として、計画相談支援給付費の支給期間の終期月と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する（支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者については、当該支給決定等から概ね3か月以内を基本とする。）。

図：モニタリングの標準期間のイメージ



【一口メモ】各サービスの支給決定の有効期間（規 15）

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援（養成施設※を除く。） 「1年」

※養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設

イ 療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助 「3年」

ウ 就労移行支援（養成施設） 「5年」

※ 養成課程の年数（3年又は5年）に応じて、支給決定の有効期間を定める。

エ 地域移行支援 「6か月」

オ 地域定着支援 「1年」

【一口メモ】モニタリングの頻度（規則 6 の 16）

（標準期間）

① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者

→ 利用開始から3か月間、毎月

② 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む）又は地域相談支援利用者※①を除く

→ 6か月ごと

ただし、以下の者（従前の制度の対象者）を除く。


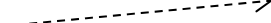




→ 毎月

- ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・ 単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
- ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者

③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援

→ 1年ごと

	<p>(きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者) 例えば次のような利用者については、標準期間よりきめ細かに2、3月ごとに実施する取扱いとする。</p> <p>(計画相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者 b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者 c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者 d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者 <p>(障害児相談支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者 b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者 	
<p>3 計画相談支援の流れ</p> <p>① サービス利用申請・サービス等利用計画案提出依頼</p>	<p>① サービス利用申請・サービス等利用計画案提出依頼 「障害福祉サービスに係る利用申請書」の提出</p> <p>申請者 \longleftrightarrow 市町</p> <p style="text-align: center;">サービス等利用計画案提出依頼</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一口メモ】通知文書に掲載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス等利用計画案を提出する必要がある旨 ② サービス等利用計画案の提出先及び提出期限 <p>※ 上記の事項を盛り込んでいる文書であれば、例えば、更新時の通知文書に上記①②の事項を盛り込む形でも構わない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一口メモ】新規申請と変更申請の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規申請 新たに障害福祉サービス等を受けようとする場合、及び現に受けている障害福祉サービス等の支給決定の有効期間終了後も継続(更新)する場合 (法 20) ② 変更申請 現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要がある場合 (法 23) </div>	<p>法 20 規 12 の 2 規 12 の 3 法 22④</p>

<p>② サービス等利用計画作成依頼</p>	<p>②サービス等利用計画作成依頼 【計画の作成の依頼】 申請者  指定特定相談支援事業者 (市町) </p> <p>※市町は、特定の特定相談支援事業所等に業務が集中しないように配慮</p>	
<p>③ 市町による調査</p>	<p>③市町による調査 【障害支援区分認定調査】 【概況調査】 【サービス利用の意向調査】 市町  申請者</p> <p>※ 訓練等給付については、医師意見書の聴取や障害支援区分の認定は行わない。 ただし、共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合(例えば、旧ケアホームを利用している利用者など)は、医師意見書の聴取や障害支援区分の認定は行う。</p> <p>※ 地域相談支援給付については、障害支援区分認定調査や障害支援区分の認定は行わない。</p>	<p>法 21</p>
<p>④審査判定</p>	<p>④審査判定 (介護給付の障害福祉サービスを利用する場合) 【障害支援区分の審査判定】 ・市町  障害支援区分認定等審査会 ・市町は、審査会の判定を基に障害支援区分を認定</p> <p>※ 市町は、障害支援区分の有効期間の終期月を障害福祉サービスの支給決定期間の終期月と合わせるなど、申請に係る負担の軽減に努める。</p>	<p>法 22② 法 22③</p>
<p>⑤「指定特定相談支援事業者」と契約</p>	<p>⑤「指定特定相談支援事業者」と契約 【利用契約】 ・申請者  指定特定相談支援事業者 市町 </p> <p>契約内容報告書の提出</p>	

<p>⑥ アセスメントの実施</p> <p>⑦ 「サービス等利用計画案」の作成・交付</p>	<p>⑥アセスメントの実施</p> <p style="text-align: center;">【アセスメント】【居宅・入所先等訪問が必須】</p> <p>申請者 ←————— 指定特定相談支援事業者</p> <p>※再度確認する必要がある場合は、訪問でなくとも可</p> <p>⑦ 「サービス等利用計画案」の作成・交付</p> <p style="text-align: center;">「サービス等利用計画案」</p> <p>・申請者 ←—————→ 指定特定相談支援事業者</p> <p style="text-align: center;">【文書による同意】※説明は必要だが訪問までは必須ではない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【一口メモ】文書による同意とは</p> <p style="text-align: center;">文書による同意とは、署名、捺印、拇印のいずれかによること（複数でも可）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【一口メモ】訪問によらない場合の文書による同意</p> <p>基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画案等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。</p> <p>なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案等の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。</p> </div>	
<p>⑧ 「サービス等利用計画案」等の提出</p>	<p>⑧ 「サービス等利用計画案」等の提出</p> <p style="text-align: center;">「サービス等利用計画案」</p> <p style="text-align: center;">「計画相談支援給付費支給申請書」</p> <p style="text-align: center;">「計画相談支援依頼届出書」</p> <p>・申請者 —————→ 市町</p> <p>指定特定相談支援事業者 —————↑ ※代理提出も可</p> <p style="text-align: center;">※事業者は、写しを提出（原本は事業所保管）</p>	<p>法 22⑤</p>

<p>⑨ 障害福祉サービス等の支給決定</p>	<p>⑨障害福祉サービス等の支給決定</p> <p>「介護給付費等支給決定通知書」</p> <p>「計画相談支援給付費支給通知書」</p> <p>「障害福祉サービス受給者証」</p> <p>・申請者 ←————— 市町</p> <p>※ 市町は、モニタリング時期が過度に集中しないように配慮</p> <p>※ 市町は、市町の実情に応じて事業所の軽減負担について配慮（例：受給者証の発行や支給決定の変更通知について、利用者等の同意の上、直接市区町村から特定相談支援事業所等にも写しを送付するなどの例が考えられる。）</p> <p>※ 4月から新たに児童発達支援を利用する障害児等、支給決定や支給決定の更新が予め把握できる利用者については、支給決定月よりも早期に特定相談支援事業所等に情報を提供し、十分な時間的余裕を持って業務を進める状態とすること</p>	<p>法 22①</p> <p>法 22⑥</p> <p>法 22⑦</p> <p>法 22⑧</p>
<p>⑩ サービス担当者会議の開催</p>	<p>⑩サービス担当者会議の開催【必須】</p> <div data-bbox="427 1064 1220 1236" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"> 会議 </p> <p>指定特定相談支援事業所 サービス担当者</p> <p style="text-align: right;">市町（必要に応じて） 本人・家族 その他関係者</p> </div> <p>※ サービス担当者会議では、課題解決に向けた支援内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認</p> <p>※ 指定特定相談支援事業所は、支給決定後にサービス等利用計画を策定する際には、必ずサービス担当者会議を開催すること。</p> <p>※ サービス担当者会議に関係者が全員参加できなかった場合であっても、会議を開き直す必要はなく、欠席した参加者から別途、意見を求め、それらを必要に応じてサービス等利用計画等に反映させる形で差し支えない。</p> <p>※ 相談支援専門員がサービス担当者会議を呼び掛けたにもかかわらず、サービス担当者等が全く集まらなかった場合は、その旨を記録し、各サービス担当者に個別に意見を聴取し、計画に反映させる。</p> <p>※ サービス担当者会議は、状況に応じて、支給決定前に開催する形でも差し支えない。</p>	<p>法 5⑳</p>

<p>⑪「サービス等利用計画」の作成・交付</p>	<p>⑪「サービス等利用計画」の作成・交付</p> <p style="text-align: center;">「サービス等利用計画」</p> <p>・申請者 ←————→ 指定特定相談支援事業者</p> <p style="text-align: center;">【文書による同意】※説明は必須ではない</p> <p>福祉サービス等の担当者 ←————→</p> <p style="text-align: center;">市町 ←————→</p> <p>【交付】 【写しを提出】</p> <p>※ 指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を福祉サービス事業者にも交付すること。</p> <p>なお、サービス担当者会議等の場を利用して、利用者等から同意を得られた計画をその場で担当者に交付することは差支えない。</p> <p>※ 相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置づけを理解できるように配慮する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一口メモ】サービス等利用計画作成日とは</p> <p>サービス等利用計画の作成日は、申請者がサービス等利用計画に納得し、書面により同意した日（この時点で初めて計画相談支援費の請求権が発生する）</p> </div>	<p>法 5⑩</p>
<p>⑫「サービス提供事業者」と契約</p>	<p>⑫「サービス提供事業者」と契約</p> <p style="text-align: center;">【利用契約】</p> <p>申請者 ←————→ サービス提供事業者</p>	
<p>⑬ サービス利用開始</p>	<p>⑬ サービス利用開始</p> <p style="text-align: center;">「障害福祉サービス受給者証」【提示】</p> <p style="text-align: center;">【サービス利用開始】</p> <p>・申請者 —————→ サービス提供事業者</p>	

<p>⑭ モニタリング</p>	<p>⑭ モニタリング</p> <p style="text-align: center;">【モニタリング】【面接が必須】居宅でなくとも可</p> <p>・ 申請者 ←————→ 指定特定相談事業者</p> <p style="text-align: center;">【大きな変更がある場合のみ文書による同意】</p> <p style="text-align: center;">市町 ←————</p> <p style="text-align: center;">「モニタリング報告書等」(写し)※提出は必須</p> <p>※同意を得るための訪問は必須ではない。</p> <p>※変更がない場合、軽微な変更の場合は同意は不要</p> <p>※市町が利用者の状況を確認するため、モニタリング報告書等の提出は必須とする。(大きな変更がない場合は、署名欄は空欄でも可)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一口メモ】文書による同意が必要な「大きな変更」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支給決定の更新や変更が必要となる場合 ②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 </div>	<p>法 5⑭</p>
<p>⑮ 更新</p>	<p>⑮ 更新 (障害福祉サービスの支給決定期間が 4 月末までで、5 月以降も継続してサービスを利用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給決定期間の最終月にモニタリングを行う (例: 4 月初旬) ○サービス等利用計画案の作成・障害福祉サービスの利用者申請等 (例: 4 月初旬) ○障害福祉サービス等及び計画相談支援の支給決定 (例: 4 月 10 日頃) ○サービス担当者会議 ○サービス利用計画の作成 } (例: 4 月 20 日頃) <p>※ 計画作成日は、障害福祉サービスの有効期間より前になっていることに留意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービスを継続利用 (5 月 1 日～) <p>※ サービス利用支援費の請求は、4 月分を 5 月に請求</p> <p>※ モニタリングのあとにサービス等利用計画を作成した場合は、継続サービス利用支援費(モニタリング費)は請求できず、サービス利用支援費(計画作成費)のみを請求できる。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、モニタリングの実施日とサービス等利用計画の作成日が月をまたいだとしても、モニタリングと計画作成が一体としてな</u></p>	

れたとみなされるため、同様に継続サービス利用支援費(モニタリング費)は請求できない。

※ 指定特定相談支援事業所において導入されているソフトウェアによっては、4月中に計画作成・5月に請求をするとエラーが発生することがあるとのことであり、そのような場合には便宜上、作成日を5月1日としても差し支えない。しかし、その場合でもモニタリング費を誤って請求しないように留意する必要がある。

※ 更新時に新たにサービス等利用計画を作成する場合は、作成日が旧支給決定期間中(上記の例では4月20日頃)となるが、新たな計画は、更新後の障害支援区分、利用者負担上限額、モニタリング期間等に基づき計画を作成する。

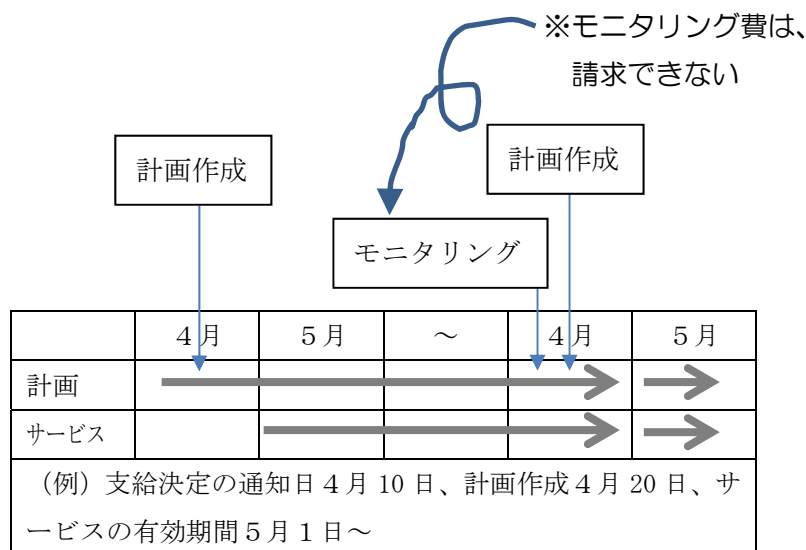
【一口メモ】計画相談支援の旧支給決定の中で新支給決定のためのサービス等利用計画が作成できるか。

更新をする場合、計画相談支援の旧支給決定期間の最終月にモニタリングと障害福祉サービスの更新のためのサービス等利用計画を作成することになるが、可能か。

(答)

計画相談支援費の支給期間中には、「モニタリング」や「計画作成」が複数回あることが想定されるため、可能である。

※ 計画相談支援の新支給決定期間が5月1日からであったとしても、計画の作成日を5月1日に合わせる必要はなく、4月中に計画作成を行うことができる。



<p>4 相談支援専門員とは</p> <p>(1) 相談支援専門員の要件</p>	<p>(1) 相談支援専門員の要件</p> <p>○ 相談支援従事者初任者研修（5日間） ＋ 実務要件</p> <p>○ 『初任者研修』を修了した日の属する年度の“翌年度を初年度”とする同年度以降の“5年度ごとの各年度の末日までに”『現任研修』を修了することにより、「相談支援専門員」の資格を更新することができる。</p> <p>※ 5年度ごとの現任研修を修了しないと、改めて初任者研修を修了しなければならない。</p> <p>※ 現任研修を初任者研修から5年度より前に修了した場合は、5年度の翌年度を初年度として5年間有効期間が延長される。</p> <p>○ 実務経験は、概ね次のとおり。</p> <p>※ 詳細については、「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示227号)を参照</p> <p>①相談支援業務（日常生活の自立に関する相談に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務）</p> <div data-bbox="437 1182 1246 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【通算して3年以上】</p> <p>平成18年10月1日において現に次のイ又はロに掲げる業務に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p> </div> <div data-bbox="437 1619 1246 2000" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【通算して5年以上】</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所</p> <p>ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設</p> </div>	<p>「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」(平成24年3月30日厚生労働省告示227号)</p>
--	--	--

- ニ 次のいずれかに該当する者が従事する病院又は診療所
- (1) 社会福祉主事任用資格者
 - (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（※訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）
 - (3) 国家資格等（※2）を有している者
 - (4) 上記イからハに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上（※3）である者
- ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
 ヘ 特別支援学校（就学相談、教育相談、進路相談などの業務）

② 直接支援業務（※ 入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務）

【通算して10年以上】

社会福祉主事任用資格等でない者が次の施設、事業所、事業等に従事した期間

障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

③有資格者

【②を通算して5年以上】

次のいずれかに該当する者が、上記②に掲げる業務に従事する場合

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（※補足：ヘルパー2級など）
- (3) 児童指導員任用資格
- (4) 保育士
- (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格

<p>(2) 相談支援専門員の業務</p>	<div data-bbox="437 277 1246 757" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【①又は②を通算して3年以上】 次の国家資格等に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記①及び②に掲げる業務に従事する場合 (国家資格等) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士</p> </div> <div data-bbox="437 853 1246 1285" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【一口メモ】実務経験の考え方 実務経験の「1年」は、「1年あたり180日以上ある」場合をいう。 例えば、3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3年以上（540日以上） ○ 5年以上（900日以上） ○ 10年以上（1800日以上） </div> <p>(2) 相談支援専門員の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施 ・ 利用者等へのサービス等利用計画案等やサービス等利用計画等の説明 ・ サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取 ○ 補助職員が実施可能な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 面談のためのスケジュール調整 ・ 記録のワープロ打ち ・ 書類整理等 	
-----------------------	--	--

<p>5 指定特定相談支援事業所の人員配置基準</p> <p>(1) 配置基準</p> <p>(2) 兼務の考え方</p>	<p>(1) 配置基準</p> <p>従業者：専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p> <p>管理者：原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p> <p>(2) 兼務の考え方</p> <p>○サービス管理責任者と相談支援専門員の兼務は不可</p> <p>○直接処遇職員と相談支援専門員の兼務は可</p> <p>ただし、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービスと異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。）</p> <p>① 身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合</p> <p>② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変更があった者のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定支援事業所の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する）</p> <p>○管理者と相談支援専門員の兼務は可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一口メモ】原則として兼務してはいけない例</p> <p>同一法人内の就労継続支援B型事業所と相談支援事業所を兼務している相談支援専門員が、当該就労継続支援B型事業所を利用している利用者に対しモニタリングや支給決定の更新の支援などをすることは、原則としてできない。</p> <p>当然、別法人の就労継続支援B型事業所を利用している利用者であれば、モニタリングや支給決定の更新などは可能。</p> <p>※ ただし、「身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合」に該当するか否かは、市町の個別の判断による。</p> </div>	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第22、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p>
---	---	--

<p>6 計画相談支援に係る報酬</p> <p>(1) 計画相談支援費の算定</p> <p>(2) 計画相談支援費の考え方</p>	<p>(1) 計画相談支援費の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的には、単位数×10円 ○佐賀市のみ、6級地のため、10円×1018/1000 ○報酬額の全額が計画相談支給費として支給され、利用者の自己負担はない。 <p>(2) 計画相談支援費の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス利用支援費 1,611 単位/月 ○継続サービス利用支援費 1,310 単位/月 <p>○居宅介護支援費重複減算、介護予防支援費重複減算</p> <table border="1" data-bbox="408 848 1214 1317"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減算単位数</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護支援費重複減算(I)</td> <td>705 単位/月</td> <td>介護保険の居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援費重複減算(II)</td> <td>1,007 単位/月</td> <td>介護保険の居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合</td> </tr> <tr> <td>介護予防支援費重複減算</td> <td>112 単位/月</td> <td>介護保険の指定介護予防支援(要支援1・2)が併算定される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特定地域加算 所定単位数の15%を加算</p> <p>※中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合。</p> <p>※住民票上の住所ではなく、実際に生活している場所で算定</p> <p>※旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、旧唐津市、旧浜玉町、旧巖木町、旧相知町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村、多久市、伊万里市、旧山内町中通村、旧北方町、鹿島市、旧牛津町砥川村、旧塩田町(塩田町、吉田村)、旧脊振村、玄海町、旧西有田町大山村、大町町、江北町、白石町、太良町</p> <p>○利用者負担上限額管理加算 150 単位/月</p> <p>※事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合</p>	区分	減算単位数	要件	居宅介護支援費重複減算(I)	705 単位/月	介護保険の居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合	居宅介護支援費重複減算(II)	1,007 単位/月	介護保険の居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合	介護予防支援費重複減算	112 単位/月	介護保険の指定介護予防支援(要支援1・2)が併算定される場合
区分	減算単位数	要件											
居宅介護支援費重複減算(I)	705 単位/月	介護保険の居宅介護支援費(要介護1・2)が併算定される場合											
居宅介護支援費重複減算(II)	1,007 単位/月	介護保険の居宅介護支援費(要介護3～5)が併算定される場合											
介護予防支援費重複減算	112 単位/月	介護保険の指定介護予防支援(要支援1・2)が併算定される場合											

<p>(3) 計画作成費とモニタリング費の関係</p>	<p>○特定事業所加算 300 単位/月</p> <p>※常勤専従の相談支援専門員 3 人以上</p> <p>※うち 1 人は、現任者研修を修了</p> <p>※ただし、2名（相談支援従事者現任者研修を修了した相談支援専門員 1 名以上を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定相談支援事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>※ただし、市町から委託を受けている場合は、委託に係る人員は除く。</p> <p>※利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議（いわゆる「事例検討会」）を週 1 回以上開催すること。</p> <p>※24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>※指定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援事業者現任者研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>※基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>※基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>※基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>(3) 計画作成費とモニタリング費の関係</p> <p>○モニタリング後、計画を作成した場合</p> <p>計画作成費(サービス利用支援費)のみ算定可</p> <p>※モニタリングと計画作成が月をまたぐ場合も同様</p> <p>○計画作成後、モニタリングをした場合</p> <p>計画作成費 + モニタリング費（継続サービス利用支援費）を両方算定可</p>	
-----------------------------	---	--

<p>(4) 介護保険との関係</p>	<p>※ 事業所が変わった場合でも、考え方は同じ</p> <p>(4) 介護保険との関係</p> <p>サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。</p> <p>しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービス特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。</p> <p>※「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付障企発第 0328002 号、障障発第 0328002 号、厚生労働省社会・援護局障害福祉本部企画課長・障害福祉課長通知）参照</p>	
<p>7 事業所が変更となる場合の流れ</p>	<p>○ 旧指定特定相談支援事業者から新指定特定相談事業者へサービス等利用計画等を引き継ぐ</p> <p>※ 旧事業者は、支給決定期間最終月のモニタリングに当たり、新事業者と利用者を交えた引継ぎを行うなど、円滑に引き継げるよう配慮する。</p> <p>※ サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業所が行った場合、両方の指定特定相談支援事業所が計画相談支援給付費を算定できる(ただし、支給決定を行う市町村が変わった場合に限る)。</p> <p>※相談支援関係 Q & A (平成 25 年 2 月 22 日付け事務連絡) 問 62【転出・転入】参照</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【一口メモ】 4 月 1 日から他県のサービスを利用する場合の計画はいつ誰が作成するのか。</p> <p>原則として、引越し先の新指定特定相談支援事業者が作成</p> </div>	

	<p>する。ただし、4月1日付で引っ越してその日からサービスを利用することは、アセスメントの時間等を考えると難しいものと思われる(その時の状況に応じて、事業者間・行政間での調整により対応する。)</p> <p>○新事業者は、改めて計画作成のためのアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成する。</p>	
<p>8 障害児・者の切替について (就労移行支援利用のケース)</p>	<p>○ 特別支援学校高等部3年生が在学中に就労アセスメントのための就労移行支援利用するに当たり、計画を策定する場合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>【児童福祉法に基づく障害児の支援を利用しており、就労移行支援を利用する場合】</p> <p>①現在利用の障害児支援利用計画 ↓ ②就労移行支援利用のための計画+モニタリング ↓ ※就労移行支援利用後は、元の障害児支援利用計画に戻る(ただし、計画作成は行わず、元の計画に戻るのみ) ↓ ③障害福祉サービス(就労継続支援B型事業所等)の利用のための計画+モニタリング</p> <p>※ 就労移行支援利用後、元の障害児の支援利用計画に戻すための計画作成については、省略する。</p> <p>【児童福祉法に基づく障害児の支援を利用しておらず、就労移行支援のみ単独で利用する場合】</p> <p>①就労移行支援利用については、市町の協力・支援のもと、セルフプランで対応 ↓ ②モニタリング+障害福祉サービス(就労継続支援B型事業所等)の利用のためのサービス等利用計画</p>	